

第八号

徳島県障害者施策推進協議会設置条例等の一部改正について

徳島県障害者施策推進協議会設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県障害者施策推進協議会設置条例等の一部を改正する条例

(徳島県障害者施策推進協議会設置条例の一部改正)

第一条 徳島県障害者施策推進協議会設置条例(昭和四十七年徳島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県障がい者施策推進協議会設置条例

第一条中「徳島県障害者施策推進協議会」を「徳島県障がい者施策推進協議会」に改める。

第四条第一項及び第二項中「障害者」を「障がい者」に改める。

(徳島県立障害者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県立障害者交流プラザの設置及び管理に関する条例(平成十七年徳島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例

第一条中「障害者に」を「障がい者に」に、「障害者スポーツ」を「障がい者スポーツ」に、「障害者の」を「障がい者の」に、「徳島県立障害者交流プラザ」を「徳島県立障がい者交流プラザ」に改める。

第二条中「障害者交流センター」を「障がい者交流センター」に、「視聴覚障害者支援センター」を「視聴覚障がい者支援センター」に、「障害者スポーツセンター」を「障がい者スポーツセンター」に改める。

第三条第一項第二号中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第二項第一号中「視覚障害者用」を「視覚障がい者用」に改め、同項第四号中「視覚障害者」

を「視覚障がい者」に改め、同項第五号中「聴覚障害者用」を「聴覚障がい者用」に改め、同項第七号及び第八号中「視聴覚障害者」を「視聴覚障がい者」に改め、同条第三項第二号及び第三号中「障害者スポーツ」を「障がい者スポーツ」に改める。

第七条中「障害者等」を「障がい者等」に改める。

(徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正)

第三条 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例(平成二十四年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「障害者」を「障がい者」に改める。

(徳島県個人情報保護条例の一部改正)

第四条 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「身体障害」を「身体障がい」に改める。

(徳島県文化振興条例の一部改正)

第五条 徳島県文化振興条例(平成十七年徳島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「障害者」を「障がい者」に改める。

(笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正)

第六条 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例(平成二十四年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「障害者」を「障がい者」に改める。

(徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第七条 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

前文中「はぐくんで」を「育んで」に、「障害」を「障がい」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二条第一号中「障害」を「障がい」に、「すべて」を「全て」に改める。

(徳島県子どものはぐくみ条例の一部改正)

第八条 徳島県子どものはぐくみ条例(平成二十五年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「障害等」を「障がい等」に改め、同条中「の障害」を「の障がい」に、「身体障害」を「身体障がい」に、「知的障害」を「知的障がい」に、「精神障害」を「精神障がい」に、「発達障害」を「発達障がい」に、「障害等」を「障がい等」に改める。

(徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例の一部改正)

第九条 徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例(平成二十四年徳島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例

前文中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者に」を「障がい者に」に、「障害者が」を「障がい者が」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改める。

第一条中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に、「障害者が」を「障がい者が」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

第二条第二号中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第三号中「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第三条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第四条中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改める。

第五条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第六条の見出し中「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改め、同条中「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第七条並びに第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項第一号中「障害者」を「障がい者」に改める。

第九条中「障害」を「障がい」に改める。

第十条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第十一条中「障害者が」を「障がい者が」に改める。

第十二条中「障害者を」を「障がい者を」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第十三条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第十四条中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改める。

第十五条第一項及び附則第二項中「障害者」を「障がい者」に改める。

（もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部改正）

第十条 もてなしの阿波とくしま観光基本条例（平成二十一年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「障害者」を「障がい者」に、「すべて」を「全て」に改める。

(徳島県奨学金貸与条例の一部改正)

第十一条 徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「障害」を「障がい」に改める。

(徳島県警察職員の特別ほう賞金の支給に関する条例の一部改正)

第十二条 徳島県警察職員の特別ほう賞金の支給に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「重度障害者特別ほう賞金」を「重度障がい者特別ほう賞金」に改める。

第三条中「重度障害」を「重度障がい」に改める。

第六条の見出しを「(重度障がい者特別ほう賞金)」に改め、同条中「重度障害者特別ほう賞金」を「重度障がい者特別ほう賞金」に、「重度障害の」を「重度障がいの」に改める。

別表第二中「重度障害者特別ほう賞金」を「重度障がい者特別ほう賞金」に、「重度障害の」を「重度障がいの」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

提案理由

障害者の人権に対する一層の配慮の必要性に鑑み、徳島県障害者施策推進協議会設置条例等における障害に関する用語の表記を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。